

四国中央市第2期成年後見制度利用促進基本計画（案）に 寄せられた意見の要旨と市の考え方

四国中央市第2期成年後見制度利用促進基本計画(案)について、令和6年12月24日(火曜日)から令和7年1月22日(水曜日)までの期間でタウンコメントを募集したところ、6人の方から6件の意見をいただきました。

案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

寄せられた意見の要旨と市の考え方

	寄せられた意見の要旨	市の考え方	計画変更の有無
1	専門的な見識はありませんが、計画(案)について、基本的事項は網羅できていると思います。	本計画について、基本的事項が網羅されていると評価いただきありがとうございます。今後も市民の皆さんの権利を守るために、制度の普及啓発や相談体制の構築等に努めてまいります。	無
2	新聞などで8050問題を知り身近に感じています。基本理念に基づき、高齢者や障がい当事者だけでなく、その家族への配慮が必要です。窓口などに出向くことが難しい場合もあるため、病院受診等に合わせた出前相談などがあればと思います。 また、費用面の補助等について、明確に提示してほしい。	基本理念である「みんなで支え合い、みんなでつながる まちづくり」に基づき、ご利用者だけでなく、その周りの家族への配慮も重要です。そのうえで、ご提案いただきました、窓口などへ出向くことが難しい方については、職員の派遣など柔軟に対応してまいりたいと考えております。 また、費用面の不安についても多くの方が感じられている課題であり、どの程度の免除や補助が受けられるかについて、明確に案内する必要性を再確認いたしました。今後もわかりやすい情報提供に努めてまいります。	無
3	詐欺や不当請求など高齢者がターゲットにされる事案が増える中、契約行為等への支援が必要であると感じるが、成年後見制度は難解で説明が非常に難しいと感じています。もっと利用者の実際の生活場面でメリットとデメリットを周知することが必要で、制度のわかりやすさを重視して	成年後見制度は利用者の権利を守る大切な制度ではありますが、ご意見のとおり、制度自体が難解なため、その説明も難しくなってしまうと思います。ご提案をいただいたように、成年後見制度にどんなメリット・デメリットがあるのかについて、利用者の日常生活を想定し、具体的にお示しできるよ	無

	ほしい。	う工夫して広報活動に努めてまいりたいと考えております。	
4	<p>ご提案いただいた計画に賛同いたします。</p> <p>市民への広報で相談窓口や身近な相談員の存在を知らせ、関係機関の連携により、権利擁護支援が必要な市民の把握と早期発見し、支援することが重要だと思いません。</p>	<p>本計画にご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり相談先の周知は喫緊の課題であると認識しており、本計画の重点施策として取り組んでまいります。また、関係機関と連携を図り、制度利用が必要な利用者の早期発見・早期対応に努めてまいります。</p>	無
5	<p>成年後見制度が始まって20年以上経ちますが、市として先進的に取り組んでいたと感じています。</p> <p>制度の対象になる人はいるが、利用に繋がらないケースが多いのではないのでしょうか。金銭に関することで慎重になることと、制度の周知不足などと感じています。</p> <p>また、今年度より、後見人の新たな担い手として市民後見人養成研修がありますが、2日間と3日間続けての研修では受講しにくい方もいるのではないのでしょうか。もう少し受講しやすい計画を検討していただきたいと感じています。</p>	<p>ご意見にありますように、成年後見制度の利用が必要であるが、繋がらないケースも多いと感じております。その理由として、金銭的課題や周知不足があることは大きな課題であると受け止めております。市民の方にとって身近な制度となるよう、わかりやすい制度の周知や相談体制の構築に努めてまいります。</p> <p>また、市民後見人の養成研修につきましては、ご意見のとおり、市民の皆さんの参加のしやすさを十分に検討していくことが必要です。次年度以降の研修につきましては、皆様のご意見を伺いながら、受講しやすい研修となるよう検討してまいります。</p>	無
6	<p>自身の父の介護サービスの利用を契機に、成年後見制度について考えています。</p> <p>後見人は信頼関係のある親族が担うことが望ましいですが、家族関係の希薄化、独居高齢者の増加、障がいがある人の親が亡くなった後など、親族以外が後見人を担うケースが多いのが現状で、より当事者の視点に立ったサポートが不可欠であると感じています。このように成年後見制度について考えるタイミングでタウンコメントの募集がありましたので以下に3点意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 専門職の割合について</p>	<p>ご自身の体験や成年後見制度の利用を考える中でのご意見は非常に貴重なものだと感じています。ありがとうございます。</p> <p>1. 本市の成年後見制度の利用に関する統計において、親族以外の後見人として、司法書士の割合が高い理由としては、2000年に制度が創設された当初より制度の普及に向け、法人を設立し、様々な活動を行ってきた背景があります。また、法律知識に精通し、財産管理や法的手続きに強みがあることも、家庭裁判所からの選任が多い理由であると考えられます。</p>	無

<p>四国中央市では親族が選任される割合が高いが、絶対数が少なく、司法書士の割合が高い理由が気になります。</p> <p>2. 任意後見制度の広がりについて</p> <p>専門職の知識と姿勢が大切で、信頼関係の構築が必要です。幅広い職種の専門職や市民後見人の育成・普及が求められます。</p> <p>3. 基本計画の実効性について</p> <p>行政の取り組みに感謝し、今後の実効性ある計画を期待しています。</p>	<p>2. ご意見のとおり、任意後見制度は、将来、ご自身や家族が認知症や障がいによって、判断能力の低下した場合に備える制度であり、将来の選択肢の一つとして重要な制度であると考えております。今後、相談体制の構築、広報活動等に努め、任意後見制度の普及啓発に努めてまいります。</p> <p>3. 本計画への貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、家族関係の希薄化や高齢者世帯の増加、障がいがある人の親亡き後の課題など、様々な社会状況により、本計画の取り組みは非常に重要であると感じております。本計画が形だけのものとならないよう、皆様のご意見を伺いながら具体的に実効性のある施策が展開されるよう努めてまいります。</p>	
--	--	--